



平成 27 年 1 月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

**「DWS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨プレミアム」  
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、弊社では、追加型証券投資信託「DWS エマージング・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨プレミアム」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただく予定となりましたのでご案内申し上げます。

当ファンドは、新興国の企業が発行する米ドル建てのハイ・イールド社債等への投資に加え、ファンドが保有する米ドル建資産の評価額の 50%程度を基本に、通貨オプション戦略を行うことで中長期的な成長を目指してまいりました。しかしながら、当ファンドの設定来、継続的な資金流出により残高が減少し、通貨オプション戦略の取引コストが基準価額に与える影響が大きくなっており、当ファンドの運用方針に沿った運用を今後継続することが困難になっております。

平成 24 年 11 月 29 日に設定し、現在に至るまでの運用年数は約 2 年という状況ですが、今後、当ファンドの残高の大幅な増加を期待することは困難であり、弊社は、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断をいたしました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、書面による決議をもって実施する予定です。つきましては、本書面及び「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議\*の日程及び手続きについて

①受益者及び受益権口数の確定	平成27年1月7日(水)
②議決権行使期間	平成27年1月7日(水)～平成27年2月4日(水)
③書面による決議の日	平成27年2月5日(木)
④信託終了（繰上償還）予定日	平成27年2月26日(木)

\*「書面決議」とは、繰上償還や信託約款の重大な変更等を行う際に、投信法の規定に基づき、事前に受益者の意向を確認のうえ、当該繰上償還や変更等の可否を決定する手続きをいいます。



平成 27 年 1 月 7 日(水)現在の受益者は、②の議決権行使期間中に、弊社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

書面決議の結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成をもって可決された場合には、当ファンドについて信託終了（繰上償還）を行います。なお、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成が得られない場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、速やかに受益者にお知らせいたします。

## 2. 書面決議に当たっての議決権行使の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨及びその他の必要事項をご記入のうえ、平成 27 年 2 月 4 日(水)必着で、下記宛先にご郵送下さい。

なお、議決権を行使されない場合（議決権行使書面をお送りいただかない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとさせていただきます。したがって、賛成される場合には、上記の手続きをお取りいただかないことも可能です。

〔宛 先〕

〒100-6173

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 私書箱 40 号 「議決権行使書面受付」係

### （議決権行使に当たっての留意事項）

- ・このお知らせは、平成27年1月7日(水)現在において当ファンドを保有している方（議決権を行使することができる受益者）に送付いたしております。なお、平成27年1月6日(火)以降、当ファンドをご購入いただき、これに伴い取得した受益権については、本議決権はございませんので、ご了承下さい。
- ・平成27年2月5日(木)以降に弊社に到着した「議決権行使書面」につきましては、無効とさせていただきます。
- ・賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をお送りいただいた場合には、賛成されたものとさせていただきます。
- ・同一の受益者が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・お客様の個人情報、この度の信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きに関する事務等を行うためのみに利用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しております「プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）」をご参照下さい。

## 3. 信託終了（繰上償還）が決定した場合の取得申込み及び解約請求の受付について

以下の通りの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	平成27年2月6日(金)まで
解約請求の受付	平成27年2月24日(火)まで

## 4. 信託終了（繰上償還）が決定した場合の繰上償還日までの運用について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、償還金の支払いのため組入れ有価証券等を売却すること等により、繰上償還日までの期間においては運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意下さい。

## 5. 「反対受益者の受益権買取請求」の不適用（投信法第 18 条第 2 項）について

平成 26 年 12 月 1 日付で投信法が改正され、解約請求による換金が可能である当ファンドは、繰上償還や信託約款の重大な変更等に際し、反対受益者の受益権買取請求が適用されないこととなりました。したがって、この度の信託終了（繰上償還）に反対された受益者で、信託終了（繰上償還）前に換金を希望される方は、平成 27 年 2 月 24 日（火）までに解約請求による換金をご利用下さい。



6. 解約のお申し込みに関する留意点

平成 27 年 2 月 24 日以前の解約請求であっても、それまでの他の受益者の方々の解約状況により、最終受益者に該当する場合には、繰上償還によるご換金となります。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

7. お問い合わせ先について

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
フリーダイヤル：0120-442-785（受付時間：弊社営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

以 上